

兵高教組

# 確定速報8号

2011年11月25日 調査情報24号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 現給保障継続を回答

県教委  
回答

給料表は勧告通り引下げ改定するが4月遡及は行わず

## 高教組、さらなる検討を求める

— 第4回賃金確定交渉(11/24) —

11月24日の第4回賃金確定交渉で、県教委は、給料表を人事委員会勧告通り改定し、減額の調整措置(4月遡及)を行わないこと、また、現給保障の取扱いについては、当面今のまま現給保障を続け来年度改めて協議すること等を回答しました。「行革」カットについては、昨年は一時金役職加算の一部緩和措置がとられましたが、「県の財政状況が昨年度より厳しい」と強調し、「昨年並みの対応を取ることもできない」としました。高教組は、改善に向けさらに検討するよう強く要求しました。

### 第4回交渉での次長回答

#### 給料表

人事委員会勧告で示されたとおり改定  
実施時期：2012年1月1日からの適用  
改定に伴う減額の調整措置：行わない

#### 現給保障の廃止に係る問題

当面今のまま現給保障を続け、来年度改めて協議

#### 給料の調整額(特別支援学校)(昨年度交渉)

2012年1月1日より本給の3.75%相当に引き下げ

#### 自宅に係る住居手当

今年度は据え置き、2012年度以降の取扱いについては改めて協議

#### 勤勉手当

成績率の特例、期間率については来年度改めて協議

#### 短期育児休業取得者の期末手当

特に男性職員の育児休業の取得促進のため、育児休業の承認期間が1か月以内の職員に対する期末手当の在職期間に応じた割合について、国の取扱い(支給割合を減じない)に準じた方法で改定するよう人事委員会と調整

#### 行政職の超勤手当

超過勤務手当の算出に用いる勤務時間1時間当たりの給与額を、国準拠の取扱いから労基法に準拠する形で改正するよう人事委員会と調整

#### 人事委員会へ調査研究を依頼する項目

##### 通勤手当

明石海峡大橋を経由する通勤手当については現在加算措置を講じて対応しているが、手当のあり方等について人事委員会に調査研究を依頼

##### 休暇制度

休暇制度についてご意見をいただいていることを勘案し、人事委員会に調査研究を依頼

#### 行革の取組み

独自カットの回復を求める意見は重く受け止めているが、社会経済情勢、国の政策動向は極めて不透明、本県の財政状況は昨年度より厳しさを増しており、県議会など対外的にも十分説明を行うことが求められる中で給与の行革措置を直ちに回復することは困難

11/28(月) 第3波決起集会

16:00~県庁2号館前

職場の署名をご持参下さい